

◆ 国賠名 西宮署証拠紛失国賠

原告	M・H
原告代理人	乗井弥生 有村とく子
被告	兵庫県
事件の概要	<p>1995年6月原告は原告宅で発生した強盗強姦事件の被害届を西宮署に提出。同年10月に写真面割において犯人に酷似した人物を特定するが、以後捜査が中断。</p> <p>2000年11月、事件についての進展状況を問い合わせると、証拠品のうち数点が紛失しており、証拠書類も作成されていないことが発覚。</p> <p>2002年3月12日神戸地裁に提訴。捜査の中断、放置。重要書類の未作成。証拠品の不当な廃棄処分の違法性と、それによる精神的苦痛に対する損害賠償として300万円を請求する。</p> <p>2002年4月30日第一回弁論開廷。被告側は写真面割で原告が犯人に酷似した人物を特定したと言う事実を否定。証拠書類の未作成と証拠物の処分については継続捜査、立件、裁判に全く支障はない、ので賠償の必要もないとの主張。</p> <p>一審一部勝訴。</p> <p>04年8月27日に控訴棄却。</p>
結果	一部勝訴